

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

## 三重国民年金 事案 772

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から 63 年 6 月まで

平成 2 年 4 月に転入した A 市において、国民年金の加入手続を行った。その後、昭和 62 年 3 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料の納付書が送られてきたため、母親が郵便局でまとめて納付したにも関わらず、申立期間について未納となっているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親に聴取したところ、保険料を納付した郵便局や、保険料を工面した状況等について明確に記憶しており、不自然な点はみられない上、申立人の国民年金手帳記号番号についても、A 市において平成 2 年 4 月に払い出されたことが確認できる。

さらに、申立期間直後の昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、同年 5 月から 3 年 4 月にかけて過年度納付されていることが確認できる上、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 6 月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 2 年 4 月の時点において過年度納付することは可能であったことから、当該期間についても過年度納付されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 62 年 3 月から同年 12 月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 2 年 4 月の時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人の母親に聴取し

ても、送られてきた保険料の納付書についてはすべて納付したとしているのみで、当該納付書における納付対象期間は明確に記憶しておらず、ほかに当該期間について、保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重国民年金 事案 773

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年9月まで

申立期間当時は、私名義の銀行口座から私と妻二人分の国民年金保険料を振替により納付していた。昭和50年分の所得税の確定申告書にも、申立期間を含めた保険料額が記載されているので、申告したとおりに納付しているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、約31年にわたる国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人から提出された昭和50年分の確定申告書の写しの社会保険料控除欄に記載された金額は二人分の保険料額に一致している上、申立期間前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることを勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重厚生年金 事案 718

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年6月から同年9月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月ごろから19年10月1日まで  
② 昭和20年9月1日から同年12月ごろまで  
③ 昭和21年7月ごろから同年10月1日まで

申立期間①及び②については、A社で、申立期間③については、B社で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の資格取得日は19年6月1日と記載されていることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票には、資格取得年月日の記載は無く、備考欄に「改」が押印されており、当該押印について、社会保険事務所では、厚生年金保険法の改正に伴い、男子の事務職についても昭和19年10月1日から厚生年金保険への加入が義務付けられ、同日に被保険者資格を取得した者である旨説明しているが、当該索引票に「改」の押印がある被保険者の中には、A社の上記被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録共に、資格取得年月日が同年6月1日となっている者が見られる上、申立人の申立期間①当時の業務内容から判断すると、申立人は当時事務職では無かったものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年6月1

日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間①のうち、昭和 19 年 6 月から同年 9 月までの標準報酬月額 は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和 19 年 6 月 1 日以前の期間については、社会保険事務所が保管している A 社の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者名簿共に、申立人の氏名は無い上、申立期間②についても、社会保険事務所が保管している同社に係る 20 年 9 月以降残務者一覧（A 社が作成した昭和 20 年 9 月 1 日以降の在籍者名簿）に申立人の氏名は見当たらない。

また、申立期間①のうち昭和 19 年 6 月 1 日以前の期間及び申立期間②について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A 社において当該期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人を覚えておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間③について、B 社に当時勤務していた同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間③当時在籍していた複数の同僚に照会したところ、このうちの一人は「申立人は、所属部署は違うが同じ部屋で仕事をしていたので知っている。私も、B 社が始まった昭和 21 年 7 月 1 日から働き始めたが、社会保険の手続きは 2、3 か月後だったと思う。」と供述している上、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿によると、同年 10 月 1 日以前に被保険者資格を取得した者は無く、同日に 46 人（申立人を含む。）が一斉に資格を取得していることが確認できる。

また、B 社は昭和 26 年 5 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①のうち昭和 19 年 6 月 1 日以前の期間、申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち昭和 19 年 6 月 1 日以前の期間、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に、申立期間②について、B社における資格喪失日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を7,000円、申立期間②の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月30日から同年10月1日まで  
② 昭和40年2月24日から同年3月1日まで

A社からB社への異動及びB社からC社については、関連会社間を異動しただけで、厚生年金保険被保険者資格を喪失したわけではない。申立期間は給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和36年4月1日に厚生年金保険の資格を取得、同年9月30日に資格を喪失、B社において同年10月1日に資格を取得、40年2月24日に資格を喪失、C社において同年3月1日に資格を取得していることが確認できる。

しかし、A社、B社及びC社の閉鎖登記簿謄本等により、上記の3社はD社の関連会社であることが確認できる。

また、A社、B社の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間①にA社で、申立期間②にB社で勤務していたことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社、B社及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B社の資格取得日が昭和36年10月1日である被保険者のうち、関連会社である他の工場から異動してきた4人の加入記録は連続している上、C社の資格取得日が昭和40年3月1日である被保険者のうち、関連会社である他の工場から異動してきた11人の加入記録も連続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和36年9月の社会保険事務所の記録から、7,000円、申立期間②の標準報酬月額については、40年2月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①において、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②において、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成5年6月26日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。  
なお、申立期間の標準報酬月額については15万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月24日から同年6月26日まで

私は平成4年6月1日から5年6月25日までA社で正社員として勤務していた。私は同社で経理の仕事をしており、5年6月に退職した際、自分で社会保険事務所と公共職業安定所に行き、資格喪失の届出をした。退職後は健康保険の任意継続の手続もしている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社に勤務していた同僚の供述から、申立人は申立期間について同社で継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、平成5年1月24日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、A社は、平成5年1月24日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理がされており、同日付けで、申立人を含む10人の被保険者が資格喪失しているが、これら10人の資格喪失の処理は6年3月29日に行われている上、このうち申立人及び二人の同僚については、当初の資格喪失日である5年6月26日から同年1月24日に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正処理が行われているほか、申立人は、5年6月26日に健康保険の任意継続被保険者になっていること、複数の同僚が、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとされている日以降についても勤務していた旨の供述を行っていること等を勘案すると、遡<sup>そきゅう</sup>及して資格喪失の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、平成5年1月24日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当初事業主が届け出た平成5年6月26日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成4年10月の標準報酬月額から、15万円とすることが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 721

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年11月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月29日から同年12月6日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、会社からもらった給与支払証明書には、申立期間に係る給与が支払われ、保険料が控除されている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与支払証明書から判断すると、申立人が申立期間に同社で勤務し、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年12月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業し、当時の事業主も既に他界しているため、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 三重国民年金 事案 774

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

昭和36年4月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、初めの2、3回は区役所で納付していたが、それ以降は郵便局で納付していた。当時の保険料額は毎月100円前後だったと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年11月に申立人の元妻と連番で払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間は、国民年金保険料の納付について印紙検認方式を採用していた期間であるが、印紙検認方式については、「国民年金印紙による保険料の納付は、国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけ、これを都道府県知事又は市町村長に提出し、その検認を受けることによって行うものとする（旧国民年金法第92条第3項）。」とされており、申立人が申立期間当時居住していた区でも、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付後、区役所において検認を受ける取扱いがなされていたことが確認できる。申立人は、郵便局で国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に貼付していたと主張しているが、申立人が購入したとしている印紙は、当時の国民年金印紙とは形状等が異なっている上、区役所において検認を受けた記憶も無いとしていることから、有効な国民年金保険料の納付があったものとは考えられないほか、申立期間は6年と長期に及んでおり、行政側にこれほど長期にわたる過誤が生

ずるとは考え難い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 775

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月

昭和 61 年 9 月 25 日付けで会社を退職し、同年 10 月 1 日付けで別の会社に就職した。前の会社では社員の給与計算を担当しており、9 月 25 日付けで退職した場合、9 月分の厚生年金保険料が給与から引かれないことは充分認識していたため、私が、A 区役所で転入手続を行った際に、私と妻の二人分の国民年金保険料も支払った。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間は厚生年金保険に挟まれた期間であるが、社会保険庁の記録において申立人が国民年金に加入した形跡は無く、申立期間は未加入期間となっている上、申立人が所持している年金手帳においても国民年金への加入記録は記載されていないほか、申立人は、A 区への転入手続と併せて申立人及びその妻の国民年金保険料を納付したとしているものの、年金手帳を持参した記憶は無いとしているなど、申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪手続についての記憶は明確でない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとしているその妻の国民年金の加入状況をみると、申立期間については、社会保険庁の記録によると、平成 8 年 6 月に国民年金の第 3 号被保険者期間から第 1 号被保険者期間に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されたことにより、未納期間となったことが確認できる上、申立人の妻が所持している国民年金手帳においても、一連の国民年金記録の訂正と共に「61 年 10 月 1 日（8. 5. 2 届出）3 号 A」と記載されていることから、8 年 5 月の届出に伴い訂正処理が行われたものと推認できる。

このことを前提にすると、申立期間については、その妻の記録が遡及訂正<sup>そきゅう</sup>された8年6月の時点では、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時、その妻は第3号被保険者期間となるため保険料を納付する必要は無い期間である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 776

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 9 月

申立期間①については、ほとんど記憶に無いが、市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付したと思う。

申立期間②については、夫と一緒に A 区役所で転入手続などを行った際に併せて国民年金の加入手続をし、その場で夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した記憶が有る。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人又はその夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付方法等の具体的な記憶は無く、納付状況等が不明である上、申立期間②についても、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格の得喪に伴う国民年金の種別変更手続についての記憶は曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月の国民年金の第 3 号被保険者資格の取得に伴い払い出されているが、社会保険庁の記録によると、平成 8 年 6 月に、最初の被保険者資格取得時期を昭和 61 年 4 月の第 3 号被保険者資格取得時から 60 年 1 月の第 1 号被保険者資格取得時への訂正及び申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格の得喪に伴い、申立期間②について第 3 号被保険者期間から第 1 号被保険者期間への訂正など、申立人の国民年金加入記録に関する一連の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理が行われており、申立期間①のうち 60 年 1 月及び申立期間②については、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理に伴い未納期間（申立期間①のうち昭和 60 年 2 月から 61 年 3 月までについては未加入期間）とな

ったものであることが確認できる。このことを前提にすると、申立期間①のうち60年1月及び申立期間②については、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正された平成8年6月の時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時は、申立期間①はすべて未加入期間となるため保険料を納付することはできない期間であり、申立期間②は第3号被保険者期間となるため保険料を納付する必要は無い期間である。

加えて、申立人が所持している国民年金手帳においても、「はじめて被保険者となった日」が、当初の昭和61年4月1日から60年1月1日に訂正されているなど、一連の国民年金記録の訂正と共に「61年10月1日（8.5.2届出）3号A」と記載されていることから、平成8年5月の届出に伴い訂正処理が行われたものと推認できるほか、当該手帳の住所欄には、申立期間②前後に居住していた市は記載されているが、申立期間②当時居住していたA区の住所は記載されていないことから、同区においては、国民年金の種別変更手続等を行わなかったものと考えられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 777

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月まで  
20 歳になった昭和 63 年\*月に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。平成 4 年 4 月に就職したので厚生年金保険に切り替わったが、ねんきん特別便により申立期間が未納とされていることが分かり、納得できないので申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 8 月に払い出されており、そのころに加入手続が行われたものと推認できるが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間については、申立人は学生であったため任意加入対象者となることから、制度上、加入手続の時点からさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、社会保険庁及び市の記録共に、申立人の被保険者資格取得日は制度改正により学生が強制適用となった平成 3 年 4 月 1 日となっており、申立期間は未加入期間となっている上、申立人の母親に聴取したところ、申立人が所持している国民年金手帳の資格取得日も同年 4 月 1 日の記載があると供述している。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 722

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 21 日から 58 年 6 月ごろまで

A社（現在は、B社）で勤務し、申立期間については、造成地で住宅建設の監督として駐在していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無いとされている。申立期間に健康保険証を使った記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたとしているが、申立期間当時、同社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、申立人のことを覚えていているとしている同僚の一人は「申立人は昭和 55 年春ごろから 57 年春ごろまで勤めていたと思う。」と供述しており、ほかの同僚からは申立人の情報を得ることができず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、B社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間に健康保険証を使用した記憶があるとしているため、申立期間に係る健康保険の加入状況について、C健康保険組合に照会したが、書類の保管期間が過ぎているため加入状況は確認できないとの回答であった。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、申立人は昭和 55 年 9 月 8 日資格取得、57 年 2 月 20 日離職となっており、当該加入期間は、社会保険庁のA社における申立人の厚生年金保険の加入記録と一致している上、

申立期間のうち同年4月30日から同年7月28日までの期間に求職者給付を受給していることが確認できる。

その上、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和58年5月1日以降はD社において厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立人は、同社に勤務した記憶は無いとしているが、同社における厚生年金保険被保険者番号は申立人が従来から使用している番号と同一であることから、申立人の記録であると考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月 11 日から 49 年 7 月 8 日まで  
② 昭和 50 年 12 月 1 日から 52 年 4 月 30 日まで  
③ 昭和 54 年 2 月 20 日から同年 11 月 25 日まで  
④ 昭和 56 年 12 月 16 日から平成 6 年 6 月 1 日まで

父親が経営するA社及びB社で社員として勤務していたが、申立期間に係る報酬額と社会保険事務所の標準報酬月額が相違するので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①についてはA社から、申立期間②、③及び④についてはA社及びB社の両社から報酬を得ており、これらの報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が相違していると主張しているが、B社の回答及び同社から提出された賃金台帳（平成5年6月から6年12月まで）から判断すると、申立人が同社から報酬を得ていたと考えられるものの、社会保険事務所の記録によると、同社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同社から提出された賃金台帳の申立人の報酬額からは厚生年金保険料が控除されていないことから、申立期間の標準報酬月額は、A社のみの報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額であったと認められる。

一方、A社に申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額、報酬の総額及び標準報酬月額について照会したところ、「昭和61年度の算定基礎届による報酬決定までは、実際に支払っていた報酬より低額で届を行っており、厚生年金保険料の控除については当該届出した額に見合う保険料を控除していた。しかし、昭和62年の社会保険事務所の調査において指摘を受け、申立人

及び役員二人については、60年に遡<sup>そきゅう</sup>及して標準報酬の増額訂正を行った。」との回答があり、社会保険事務所の記録においても、昭和60年10月から62年9月までの標準報酬月額<sup>標準報酬月額</sup>の訂正が行われていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなるが、事業主の供述から、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は実際の報酬額より低額であったことがうかがわれるものの、標準報酬月額に相当する保険料額が控除されていたと推認される。

さらに、申立期間④のうち4年8月から6年5月までの標準報酬月額については当時の最高等級となっている。

加えて、申立人の親族であるA社の役員二人について、申立期間に係る標準報酬月額を調査したところ、申立人の標準報酬月額のみが低額であったという事情はみられない。

また、申立期間①から④については、C厚生年金基金から提出されたA社の申立人に係る標準報酬月額の記録は、社会保険事務所の記録と一致している上、申立期間④のうち昭和58年10月から平成6年5月までの期間については、A社から提出された昭和58年度から平成2年度の厚生年金基金加入員標準給与決定通知書及び平成3年度から5年度の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載されている標準報酬月額並びに平成5年6月から6年5月の賃金台帳に記載されている報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致している。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 724

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 21 日から同年 11 月 30 日まで

昭和 43 年 5 月 21 日にA社が倒産したが、私は残務整理のため同年 5 月 22 日から約 6 か月間勤務し、同じ給料をもらっていた。給料から社会保険料も控除され、その期間の厚生年金保険料も納付してあるものだと思っていた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 43 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人は、A社の倒産後、申立人一人で同社の残務整理のため勤務し給与をもらっていたとしているが、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について同社の元事業主に照会したところ、「申立人は当該事業所の倒産後、長くても 2 か月しか働いておらず、その間の給与は支払っていない。」との回答があった。

さらに、申立人が居住していた市町村によると、申立人は申立期間のうち昭和 43 年 6 月 1 日から国民健康保険に加入している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 725

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 19 日まで  
② 昭和 30 年 10 月 25 日から 31 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月 1 日にA社に入社し 31 年 12 月 1 日まで同社で正社員として働いていた。同社の厚生年金保険の加入記録が 1 か月のみということはある得ない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述により、申立人が申立期間②のうち少なくとも昭和 31 年 2 月 7 日までの期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同一日である昭和 30 年 9 月 19 日にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得し、31 年 2 月 7 日に資格を喪失している同僚から、「私は、当該事業所に昭和 30 年 9 月以前に入社しており、退職も 31 年 2 月より後だった。」との回答があったことから、同社においては、必ずしも勤務期間すべてについて厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人が申立期間①及び②におけるA社の同僚であるとしている一人について、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には当該同僚の氏名は無い上、社会保険庁のオンライン記録により調査したものの、当該同僚を特定できず、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、A社は昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査により判明した当時の役員等関係者は既に他界しているため、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、

厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和30年9月19日、資格喪失日は同年10月25日となっており、申立期間①について、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 726

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 8 日から同年 11 月 20 日まで  
② 昭和 47 年 11 月 20 日から 48 年 3 月 1 日まで

A社を退職後、B社に入社した。その際、年金手帳を同社の事務担当者に預けた。同社を退職し、C事業所（現在は、D社）に入社する際も、同じ年金手帳を提示しており、厚生年金保険の記録はつながっているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、同社から「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答と共に、「当時の担当者は在籍していないので定かでないが、月の途中で入社した者の厚生年金保険の加入時期については、入社した月に加入を希望した者以外の者は入社した翌月に加入している。」との回答があった上、同社から提出された労働者名簿により同社の上社日が判明した二人については、社会保険庁の記録によると、入社日から約1か月後の翌月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

申立人は「入社時に会社から厚生年金保険の加入時期についての話が無く、私も入社した月に加入を希望した記憶が無い。」と供述していることから、申立人は、入社した翌月である申立期間①後に厚生年金保険被保険者資格を取得したと考えられる。

また、申立人が申立期間①におけるB社の同僚であるとしている者及び同社において申立期間①当時に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照

会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①における申立人の雇用保険の加入記録は無い。

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録及びC事業所における複数の同僚の供述により、申立人が当該期間に同事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、D社から「当該事業所の従業員は入社した3、4か月後に厚生年金保険に加入している。」との回答があった上、同社から提出された労働者名簿によりC事業所の入社日が判明した二人については、社会保険庁の記録によると、入社日の約4か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人と同月にC事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 727

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 24 年ごろまで

昭和 2 年から 24 年ごろまで A 社で勤務しており、戦災により工場が被災してからは、B 町まで通勤していた。従業員も 100 名ほどいる大手の照明器具メーカーであったので、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社で勤務し、同社は C 市にあったとしているが、社会保険事務所の記録によると、C 市において同社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、法務局に照会したところ、C 市に D 社という名称の事業所があったことが確認でき、当該事業所の閉鎖登記簿謄本には申立人の氏名があることから、勤務期間が特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが確認できる。しかし、社会保険事務所の記録によると、同社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、閉鎖登記簿謄本により判明した役員の連絡先が不明であるため、申立ての事実に係る供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間における A 社の同僚であるとしている者から「私は A 社と E 社で勤務していたが、両社の社長は同一人物であった。」との供述があったほか、E 社の厚生年金保険被保険者であった者から「私が昭和 23 年 2 月ごろに当該事業所に入社した時には申立人は既に勤務していた。」との供述があったことから、申立人が申立期間に E 社で勤務していた

とも考えられる。しかし、これらの同僚からは当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった上、法務局に照会したところ、同社の閉鎖登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管しているE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 728

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 9 年 9 月 11 日まで  
平成 8 年 2 月 10 日に勤務日数及び勤務時間を短くしたため、厚生年金保険の資格を喪失したが、その半年後、勤務日数及び勤務時間を正規に戻し、厚生年金保険に再度加入した。給与から厚生年金保険料は控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る給与台帳により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、A社から提出された「厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書」によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成 9 年 9 月 11 日となっており、これは社会保険事務所の記録と一致している上、A健康保険組合から提出された資格喪失証明書によると、申立人の同社における健康保険被保険者の資格取得日も同日となっている。

また、A社から提出された平成 8 年 8 月から 9 年 9 月の申立人に係る給与台帳によると、申立期間において給与は支給されているものの、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立人が所持している銀行の預金元帳の写しを見ても、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていることは確認できない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、第 3 号被保険者期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 729

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月から 35 年 10 月 1 日まで

私はA社で2年ほど勤務していた。電線に白い塗料を塗る仕事をしてきた。厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立ての事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、A社は昭和 36 年 10 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本により判明した申立期間当時の事業主も既に他界しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することはできなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。